

平成 2 4 年 第 1 回 臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 4 年 1 月 3 1 日 開会
平成 2 4 年 1 月 3 1 日 閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 4 年第 1 回上里町議会臨時会議事録第 1 号

平成 2 4 年 1 月 3 1 日（火曜日）

議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 （町長提出議案第 1 号） 工事請負契約の変更について
- 日程第 5 （町長提出議案第 2 号） 専決処分の承認を求めることについて

出席議員（ 1 3 人 ）

1 番	植	原	育	雄	君
3 番	植	井	敏	夫	君
5 番	納	谷	克	俊	君
7 番	荒	井		肇	君
9 番	小	暮	敏	美	君
1 1 番	高	橋		仁	君
1 3 番	根	岸		晃	君

2 番	山	下	博	一	君
4 番	高	橋	正	行	君
6 番	中	島	美	晴	君
8 番	新	井		實	君
1 0 番	沓	澤	幸	子	君
1 2 番	伊	藤		裕	君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町	長	関	根	孝	道	君
教	育	山	下	武	彦	君
総	合	石	原	秀	一	君
下	水	豊	田		昇	君

副	町	長	高	野	正	道	君
総	務	課	戸	矢	隆	光	君
税	務	課	福	島	雅	之	君

事務局職員出席者

事 務 局 長 横 尾 邦 雄

主 任 戸 矢 信 男

開会・開議

午前 9 時 4 5 分 開会・開議

-
- 議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 24 年第 1 回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。
-

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（伊藤 裕君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、3 番植井敏夫議員、4 番高橋正行議員、5 番納谷克俊議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。
-

日程第 2 会期の決定について

- 議長（伊藤 裕君） 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤 裕君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は 1 日間と決定いたしました。
-

日程第 3 提出議案の報告について

- 議長（伊藤 裕君） 日程第 3 提出議案の報告について。
町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局長報告〕

日程第 4 町長提出議案第 1 号 工事請負契約の変更について

- 議長（伊藤 裕君） 日程第 4 町長提出議案第 1 号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長。

〔副町長 高野 正道君発言〕

- 副町長（高野 正道君） 議案第 1 号 工事請負契約の変更について、ご提案申し上げました議案第 1 号 工事請負契約の変更についての提案説明を申し上げます。
まず、提案理由であります、上里公共下水道事業污水管渠築造工事（4 工区）の変更を行いたいのので地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により本案を提出するものでございます。

次に、概要についてご説明を申し上げます。

まず、本工事の概要につきましてご説明させていただきます。本工事につきましては、平成 23 年 8 月 26 日に 5,659 万 5 千円で寄居建設株式会社と請負契約を締結いたしました。工事内容といたしましては、推進工法による下水道管渠築造 127 m、立坑築造 5 基、地盤改良工等となっております。

次に変更が生じた工事内容とその理由についてご説明させていただきます。

1 つ目は地下水位の上昇により立坑築造に伴う地盤改良工の増工でございます。工事着手後、現地におきまして地下水位の観測をいたしましたところ、立坑を築造する 1 カ所に

おきまして地下水位の上昇が見られました。計画では過去の地質調査を基に地下水位が地盤面より5.9m下にあるものとしておりましたが、観測の結果、計画よりも3.3m高い、地盤面より2.6m下にあることが判明しました。帯水層と判断されます砂礫層につきましては、地盤改良工を実施せずに掘削いたしますと湧水により作業が困難になるだけでなく、地山が不安定となり、周辺の住宅などへ沈下などの影響を及ぼすことが想定されます。そこで、この砂礫層約1.4mにつきましては、薬剤注入による地盤改良を行うこととし、直接工事費として74万円の増工となります。

2つ目は、推進工に係る機械設備の設置方法の変更であります。本工事の施工場所であります大字神保原五丁目地内は、道路が狭く、住宅も密集している地域であります。計画では推進工に必要な設備等を設置できる用地を確保できる見込みがなかったため、トラックの荷台へこれらの設備を搭載する車上プラントを採用しました。工事に着手しましたところ、推進工に係る機械整備につきましては、東日本大震災後の復旧工事に優先して配置されている状況があり、その手配に不測の日数を要しております。このため、工程に遅れが生じたことから、作業日ごとの機械整備の据え付け、片付けがなく作業効率が高い定置プラントの採用を検討いたしました。この状況につきましては、施工箇所に隣接する地権者へのご説明を申し上げたところ、ご理解をいただき定置プラントに必要な用地について、ご協力をいただくことができました。

この結果、推進工による管渠築造約127mの内、約100mにつきましては、定置プラントによる施工となりました。定置プラントによる施工は、作業効率が上がり費用が低減できるだけでなく、車上プラントに不可欠なトラックも不要となるため、直接工事費として約216万円の減額となりました。

ご説明を申し上げました、地盤改良工、推進工による管渠築造工に加え、その他工種につきましても精査を行い、変更請負額の算定を行いましたところ、161万7千円の減額となりました。このため、当初の請負契約額5,659万5千円を変更し、5,497万8千円としたものでございます。

以上で議案第1号、工事請負契約の変更についての提案説明を終わらせていただきます。

慎重、審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 町長提出議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤 裕君） 日程第5 町長提出議案第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野 正道君発言〕

- 副町長（高野 正道君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、地方税法の一部を改正する法律に伴う、上里町税条例の一部を改正する条例について、平成23年12月14日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただきたく承認を求めるものでございます。

次に、概要について、ご説明させていただきます。

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、上里町税条例の一部を改正する内容でございます。地方税法附則第42条第3項の一部改正に伴い、平成23年4月27日に専決処分し、平成23年6月定例議会においてご報告させていただきました、上里町税条例第22条、東日本大震災に係わる雑損控除額等の特例の改正でございます。上里町におきましては、ほとんど該当がないと思われませんが、震災により被災された住宅や家財等について生じた損失についての軽減措置をより広く講じる内容でございます。

第1項は、現行の当該特例損失金額を当該損失対象金額と改め、災害による支出をより広く定義を持たせ、震災時のみならず、後日判明した震災を原因とする支出においても控除の対象にすると規定したもので文書の整理を含め条文の整理を行うものでございます。

第2項は、現行の第2項が削除になるため、現行の第3項を新たな第2項として関連箇所を含め条文の整理を行うものでございます。

第3項は、現行の第4項が削除になるため、現行の第5項を新たな第3項とする改正でございます。

以上をもちまして 専決処分いたしました上里町税条例の改正の内容説明とさせていただきます。

何卒、慎重、審議をいただきましてご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

閉 会

- 議長（伊藤 裕君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回上里町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前9時59分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 伊 藤 裕

議 会 議 員 植 井 敏 夫

議 会 議 員 高 橋 正 行

議 会 議 員 納 谷 克 俊